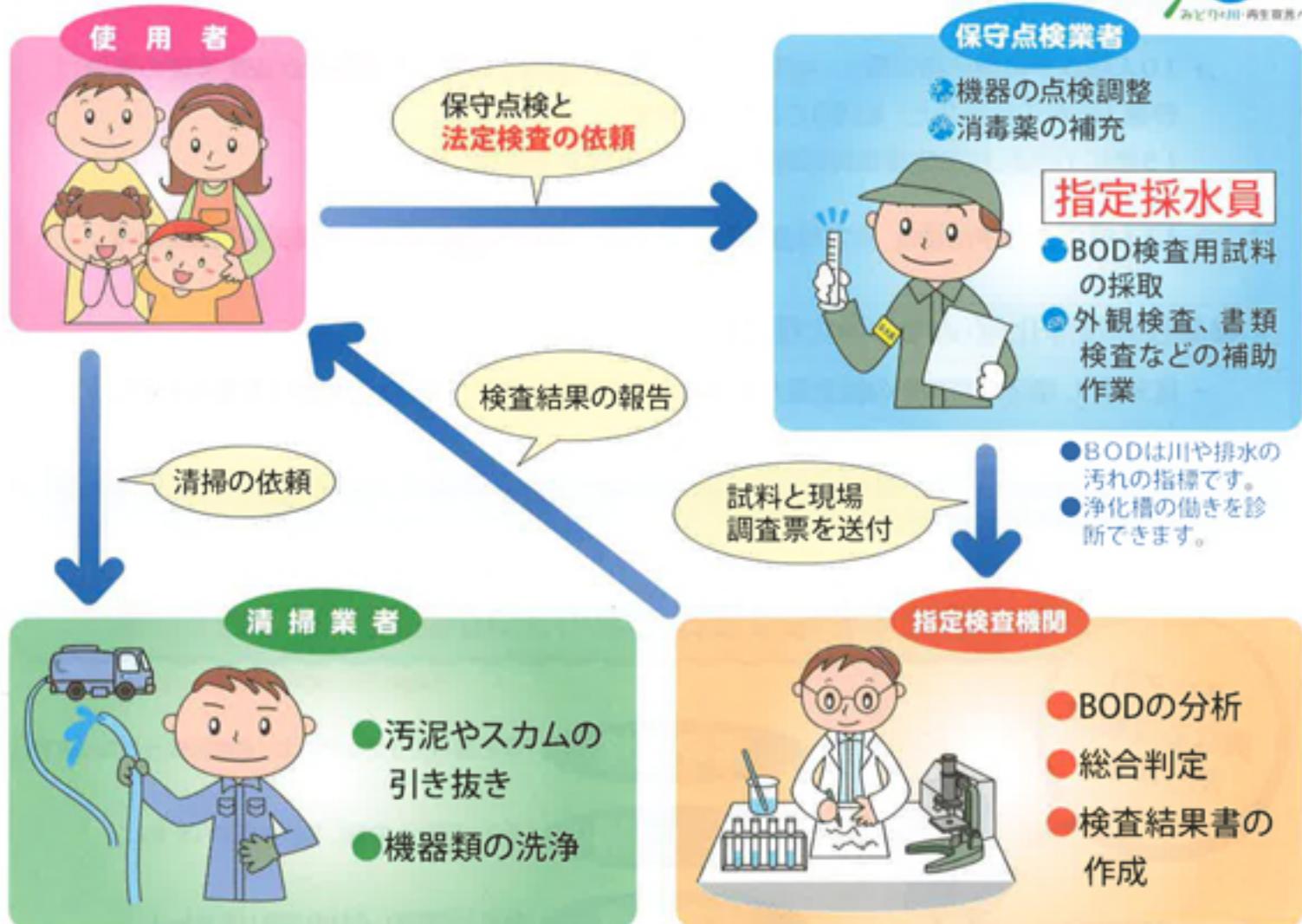


合併処理浄化槽の法定検査(11条検査)に BOD検査が導入されました。



埼玉県のマスコット「コバトン」

新方式(新11条検査)の検査料金
5,000円(非課税)《従来と同じです》
※保守点検料金及び清掃料金は別に必要です。

指定採水員制度とは

● 指定検査機関から指定を受けた採水員(保守点検業者)が法定検査の補助作業を行います。

具体的には、BOD検査用試料の採取、残留塩素などの測定、外観等の検査及び書類の検査を行います。

※BODの測定や総合判定及び検査結果書の作成は指定検査機関が行います。

法定検査は、ほとんどの健康診断。毎年1回受けてね!



浄化槽の法定検査制度が変わりました!!

平成23年10月1日から導入される新方式(新11条検査)では合併処理浄化槽放流水の水質検査に水質汚濁の指標である**BOD^{※1}**の測定が追加されます。

●合併処理浄化槽は

- ・ 10人槽以下の浄化槽に限り、**指定採水員の資格を取得した保守点検業者**が法定検査の補助作業(試料の採取など)を行うことができます。
(5年に1回は、指定検査機関の検査員が全項目検査を実施します。)
- ・ 11人槽以上の浄化槽は、指定検査機関の検査員が**全項目検査とBODの測定**を実施します。

●単独処理浄化槽(みなし浄化槽)は

- ・ 従来通り、指定検査機関の検査員が全項目検査を実施します。(BODの測定は含まれません。)

※1 BOD(生物化学的酸素要求量)…水中の有機物による汚濁の程度を示す指標で、有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量。数値が低いほど有機物が少なく、汚れが少ないことを示す。

浄化槽使用者には法律で次の3つが義務付けられています。

※実施しないと罰則が適用される場合があります。

それぞれ異なる役割があります。

埼玉県のマスコット「コバトン」



保守点検

(浄化槽の大きさなどにより点検回数が異なります。)

清掃

(毎年1回以上実施しなければなりません。)

法定検査

(毎年1回実施しなければなりません。)

浄化槽についての問い合わせは、下記にご連絡ください。

指定採水員制度に基づく指定採水員業者 (保守点検と法定検査補助作業が行えます。)

保守点検業者名 株式会社 神原興産
登録番号 埼玉県知事第1-1503号
所在地 埼玉県川口市柳崎1丁目28-41
電話 048-265-4482

埼玉県知事指定検査機関

●**社団法人 埼玉県浄化槽協会**……………〒360-0841 熊谷市新堀915-10 Tel.048-533-4700 FAX048-533-4702

●**社団法人 埼玉県環境検査研究協会**…〒330-0855 さいたま市大宮区上小町1450番地11

Tel.048-649-5151 FAX048-649-5495

埼玉県環境部水環境課

●**浄化槽普及促進担当**…〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 Tel.048-830-3083 FAX048-830-4773